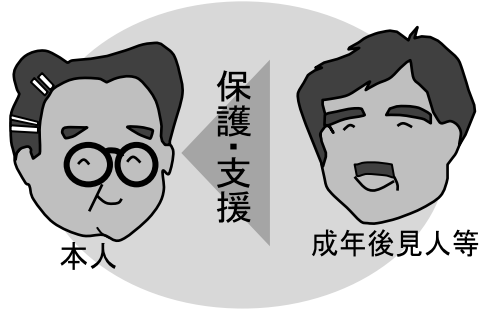




## 成年後見制度について

認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合であっても、自分でこれらを行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。



成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度

の二つがあります。

また、法定後見制度は「後見」「補佐」「補助」の三つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっていきます。

法定後見人制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えなが

ら、本人の代理をして契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になっ

た場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務についても、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人の代理をして契約などをするこ

とによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

成年後見人等は、本人のためにどのような

保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家（弁護士・司法書士・社会福祉士）その他第三者や、福祉関係の公益法人その他法人が選ばれる場合があります。成年後見人を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。申立人がいない場合は、各市町村長に法定後見（後見・補佐・補助）の開始の審判の申立権が与えられています。

成年後見制度については、各市町村の地域

包括支援センター（障害者の相談窓口は各市町村）・全国の弁護士会・全国の司法書士会（社団法人成年後見センター）・リーガルサポート）・日本社会福祉士会及び各地の「権利擁護・成年後見センターぱあとなあ」・全国社会福祉協議会にお問い合わせてください。

（介護支援専門員 棟近 成氏）

